

**FOOD STYLE JAPAN 2026<九州>展示ブース設営業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本要領は、県内食品加工企業の販路拡大を図るため、「FOOD STYLE JAPAN 2026<九州>」に公益財団法人福岡県中小企業振興センターが出展するブースの設置等にかかる業務の公募型プロポーザルの募集に際し、必要な事項を定めるもの。

2. FOOD STYLE JAPAN 2026<九州>について

開催日:2026年11月18日(水)~11月19日(木)

開催場所:マリンメッセ福岡(福岡市博多区沖浜町7-1)

主催者:FOOD STYLE Kyushu 実行委員会(以下、「主催者」という。)

詳細 HP <https://foodstyle.jp/kyushu/>

3. 業務概要について

業務名	FOOD STYLE JAPAN 2026<九州>ブース設営業務
業務内容	ブースのデザイン作成、ブース設置工事、電気工事(二次配線工事)、ブース撤去工事。詳細は別紙仕様書のとおり
センター ブース概要	場所:マリンメッセ福岡 A 館に出展予定(出展予定位置は別紙のとおり) ブース名:(公財)福岡県中小企業振興センター 面積:225 m ² (スペース小間25小間、15m×15mを想定) 出展者数:30社
委託期間	契約締結日から令和8年11月19日まで
予算上限額	4,016,100 円(消費税及び地方消費税を含む。)

4. 企画提案に係る仕様

企画提案の内容は、以下事項のすべてを満たすものとする。

(1)ブース全体のイメージ及びブース内レイアウト

- ・ 別紙仕様書に記載のとおり

(2)上部サイン及び社名サイン

- ・ 別紙仕様書に記載のとおり

(3)その他

- ・ 企画提案書は、原則、上記の仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、集客効果や商談、作業効率等を高めるための積極的な提案について、可能な限り

具体的な内容を記載すること。

- ・ 企画提案書は、センターブースのデザインが具体的に分かるように、ブースを各方向からみたデザインイメージ画像、ブース内レイアウト(平面図)、出展者用展示ブースの図面(平面図や立面図、立体図等を用いてわかりやすく示したもの)等を必ず添付すること。
- ・ 企画提案の内容については、採択決定後にセンターと協議の上、変更して実施することがある。

5. 応募資格

本公募に応募できる者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- ・ 福岡県内に本社又は主要な事業拠点を有すること。ただし、福岡県内に拠点を有する法人を代表者とする共同提案を可とする。
- ・ 展示ブース装飾業務を請け負った実績を有すること。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ・ 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)、破産法(平成 16 年法律第 75 号)、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きがなされていない者であること。
- ・ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 公募スケジュール

項目	期日
公募開始	令和 8 年 9 月 14 日
質問受付期限	令和 8 年 9 月 28 日
企画提案書提出期限	令和 8 年 10 月 4 日
提案内容の審査	令和 8 年 10 月 5 日から 7 日まで
選定結果通知	令和 8 年 10 月 9 日頃
契約締結	令和 8 年 10 月中旬

7. 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は、指定様式(様式第3号)を電子メールにより、質問受付期限までに提出すること。質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するため、原則として応募予定者全員にメールにて共有する(質問の内容によっては回答までに日数を要する場合がある)。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

8. 提出書類

応募者は、次の書類を提出すること。

ア 応募申込書(様式第1号)

イ 企画提案書(任意様式)

※表紙には、業務名、提出年月日及び応募者名を記載すること。

※ブースレイアウトのイメージ(カラー)及び平面図を掲載すること。

※実施スケジュールや業務遂行体制(担当者の人数、構成、配置等)を記載すること。

ウ 見積書(任意様式)

※積算内訳を明記すること。

エ 会社概要(様式第2号)

オ 会社概要補足資料(任意)

会社案内、パンフレットその他事業内容や実績を補足する資料。

9. 提出方法等

【提出期限】令和8年10月4日(日) 必着

【提出方法】電子メール又は本センターが指定するファイル共有サービスによる電子提出

【提出先】センター担当者メールアドレス(文末に記載)

※提出された書類は返却しない。

10. 審査及び選定

(1)選定方法

提出された企画提案書を下記の基準により審査を行い、最も高い評価を受けたものを受託候補者として選定する。

(2)選定の評価基準

①企画の内容

- ・提案の内容が事業の目的に沿ったものか。
- ・来場者の目を引くブースデザインになっており、ロゴ・キャッチコピー等が効果的にPRされているか。
- ・来場者が福岡県及び出展商品に興味を持つようなデザインになっているか。
- ・出展者用展示ブースに立ち寄りやすく、均等な来場者の動線が確保できるデザインになっているか。
- ・上部サイン及び社名サインのデザインにセンターが指定した色を使用しているか。

②業務の遂行

- ・業務を遂行する上で、適切な体制がとられているか。
- ・見積書の内容は、企画書の内容に対し妥当なものか。予算の範囲内か。

③実績

- ・当該業務を実行するために十分な実績を有しているか。

12. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ・ 提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・ 応募資格を満たさないことが判明した場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 見積額が委託費上限額を超える場合
- ・ その他、本要領に違反した場合

13. 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に電子メールで通知する。なお、審査内容、評価点その他選定過程に関する問い合わせには応じない。

14. 選定後の手続

(1) 契約の締結

センターは、受注候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、契約を締結する。協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うことがある。

なお、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、参加資格を失うものとし、この場合において、該当する者が受注候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

また、次の場合は、センターは契約の締結を取り消す場合がある。

- ①受注候補者として選定されたものが契約締結に応じないとき
- ②財務状況の悪化等により業務履行が確実でない恐れがあるとき
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

(2) 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第169条の規定に準拠し、「当初委託契約額(消費税込)」の100分の10以上の金額を契約保証金としてセンターに納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、センターを被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

15. 再委託

本委託業務の全てを再委託することは認めない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合は、センターと協議の上、事前にその承諾を得るものとする。

16. その他

- ・ 企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・ 応募は、1者につき1件とする。
- ・ 提出された書類はセンターに帰属するものとし、返却しない。なお、これらの書類は受注先選定の審査以外の目的には使用しない。
- ・ 審査は非公開とし、選定の理由などの問い合わせには応じない。
- ・ 提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・ 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これによりセンターが損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・ 選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。
- ・ センターが提供した資料及びデータ等について、センターの承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。

17. 問い合わせ先

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 担当:松本、河野

住 所:福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 6 階

電話番号:092-622-7575

メール:food@joho-fukuoka.or.jp